

ゆとりえ(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

重要事項説明書

<令和7年4月1日版>

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0422-72-0311

担当 小野 早紀子

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. ゆとりえ(介護老人福祉施設<特別養護老人ホーム>・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)の概要

(1)提供できるサービスの種類

事業所番号	併設型短期入所生活介護・併設型介護予防短期入所生活介護 1373300209
事業所名	ゆとりえ
所在地	武蔵野市吉祥寺南町4丁目25番5号

(2)職員体制(介護老人福祉施設・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

(単位:名)

職 種	人数
施設長(管理者)	1(兼務)
医師	2
生活相談員	1
介護職員	9以上
看護職員	2以上
管理栄養士	1
機能訓練指導員	1
介護支援専門員	1以上(兼務)
事務員	1
宿直員	3

(3)同施設の設備の概要

定員	32名(内、ショートステイサービス2名)		
居室	4人部屋 4室(1室37.23㎡)	静養室	1室1床
	2人部屋 2室(1室21.12㎡)	医務室	1室
	個室 12室(1室14.42㎡)	食堂(サロン・機能訓練室)	1室
浴室	一般浴槽と特別浴槽があります		

3. サービス内容

- ①食事 ②入浴 ③介護 ④機能訓練 ⑤生活相談
⑥健康管理 ⑦特別食の提供 ⑧理美容サービス ⑨レクリエーション 等

4. 利用料金

(1) 料金内容

＊別紙の料金一覧文書のとおり

(2) キャンセル料

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合(利用日数を減らす場合も含む)、下記のキャンセル料が利用初日(1日)にかかります。

入所日の前日の14時までにご連絡いただいた場合	無料
入所日の前日の14時までにご連絡がなかった場合	1日あたりの基本料金の自己負担額と滞在費・食費

(3) 利用中(利用開始日含む)の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

＊以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・風邪、病気、感染症の場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合
- ・当施設内で感染症が流行した場合

(4) 支払方法

毎回、ショートステイサービス利用の翌月に、請求書をお送りしますのでお振込みください。当事業所に口座自動引き落としの手続きを済ませている方は、他のサービス利用料といっしょに引き落としいたします。どちらも支払いが確認できしだい領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、FAX等でお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結致します。なお、ご利用の予約は2か月前からできます。

＊居宅サービス計画もしくは介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際にショートステイサービスをご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

③その他

○ご利用者が、サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合や、ご利用者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為(故意による暴言・暴力

行為等並びにセクハラ行為等）を行った場合は直ちに、また利用期間中は1日間の予告期間において、文書により通知し契約を解約します。

○やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、1か月前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ①ご利用者のこれまでの生活歴を大切に「その人らしい生活」が継続されるように支援する。
- ②ご利用者の立場に立って、常時気配りを忘れずその尊厳と人権を守る。
- ③ご家族に対して介護面での情報提供や技術的な助言を行い、連携を密にしながら居宅生活を支援する。

(2) サービス利用のために

事 項	有	無	備 考
男性介護職員の有無	○		
従業員への研修の実施	○		法人内の研修や外部研修等を受講。
サービスマニュアルの作成	○		介護業務・看護業務マニュアル作成
身体的拘束		○	利用者の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く
変更・追加の申し込み方法	○		

(3) 施設利用にあたっての留意事項

○面会時間は午前10時～午後7時です。外出、外泊は事前に調整をしたうえで行っていただきます。

○喫煙は所定の場所をお願いいたします。居室では禁煙です。

○多額の金銭と貴重品はご持参にならないでください。また、ご利用者間の金銭の貸し借りや、食べ物のやりとりはご遠慮ください。金銭、貴重品の管理は自己管理が原則となっていますが、必要に応じて施設側での保管も可能です。

○施設内での政治活動、宗教活動、物品の販売は禁止いたします。

○施設外での受診は必要に応じて行います。

○ご利用者、ご家族からの心づけは堅くお断りしております。

○その他のご利用にあたっての必要事項は、相談の上確認いたします。

7. 非常災害対策

- ・防災時の対応…消防計画書の中の避難マニュアルに基づく
- ・防災設備 …各種探知器、スプリンクラー等設置。自火報は消防署直結。
- ・防災訓練 …年6回実施
- ・防火責任者 …都賀田一馬

8. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設ご利用者相談・苦情担当及び虐待防止身体拘束適正化担当

担当者：生活相談員もしくは管理者 ☎0422-72-0311

②その他

当施設以外に下記のところで受け付けています。

◎市の相談・苦情窓口等（サービス調整専門員）

武蔵野市健康福祉部高齢者支援課介護サービス担当 ☎0422-60-1925

◎東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 ☎03-6238-0177

9. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 武蔵野	
代表者役職・氏名	理事長 渡邊昭浩	
本部所在地・電話番号	武蔵野市吉祥寺北町4丁目11番16号 ☎0422-54-7666	
定款の目的に定めた事業	第一種社会福祉事業	3事業
	第二種社会福祉事業	31事業
	公益を目的とする事業	8事業
高齢者施設・拠点等	特別養護老人ホーム	1か所
	短期入所生活介護(介護予防含む)	1か所
	通所介護(介護予防含む)	1か所
	在宅介護・地域包括支援センター	2か所(居宅介護支援事業所を併設)
	ケアハウス	1か所

年 月 日

ショートステイサービスご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 <所在地> 武蔵野市吉祥寺南町4丁目25番5号

<名称> ゆとりえ ⑩

説明者 職名 生活相談員

氏名 おのさきこ 小野早紀子

私は、契約書および本書面により、事業者からショートステイサービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名